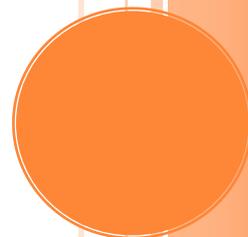


岩出市公共下水道事業の経 営基盤の強化について

最終答申報告書

岩出市公共下水道事業運営審議会

平成25年12月5日



目次

1	はじめに.....	- 3 -
2	公共下水道事業の経営状況について.....	- 4 -
2.1	普及率及び接続率(水洗化率)の推移.....	- 4 -
2.2	使用料収入の現状.....	- 6 -
2.3	起債償還残高及び汚水処理原価等の現状.....	- 7 -
2.4	経営状況に関する総評.....	- 8 -
3	将来の下水道管理費の見込みについて.....	- 11 -
3.1	財政シミュレーションによる管理費の将来見込み.....	- 11 -
3.2	財政シミュレーションから推定される課題等.....	- 12 -
3.3	消費税について.....	- 13 -
3.4	将来の下水道管理費に関する総評.....	- 13 -
4	経営基盤の強化に関する提言.....	- 15 -
4.1	当面の事業運営方針.....	- 15 -
4.2	下水道の普及拡大に関する取り組み.....	- 15 -
	①戸別訪問による双方向のPR活動の実施(きめ細かな情報提供).....	- 16 -
	②イベントなどを活用した下水道相談窓口の設置(積極的なPR活動).....	- 16 -
	③下水道講座等による下水道のPR(学習機会の確保、意識向上対策).....	- 16 -
4.3	接続率向上に向けた取り組み.....	- 17 -
	① アンケート調査の実施.....	- 17 -
	② 下水道未普及地域への「下水道接続準備のススメ」.....	- 17 -
4.4	下水道使用料の見直しについて.....	- 18 -
5	付録(審議会議事概要及び委員名簿).....	- 19 -
	【第1回審議会】.....	- 19 -
	【第2回審議会】.....	- 21 -

【第3回審議会】.....	- 24 -
岩出市公共下水道事業運営審議会 委員名簿.....	- 30 -

岩出市公共下水道事業の経営基盤の強化について

最終答申報告書

1 はじめに

岩出市は、市民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全などを目的として、市内の1,420haを下水道計画区域として定め、平成13年度より紀の川中流流域下水道（那賀処理区）の関連公共下水道として公共下水道事業に着手し整備を進めてきた。

平成20年12月には待望の供用開始を迎え、平成24年度末現在の下水道普及率は15.2%となっている。当面の整備目標として平成27年度末に第3次認可区域（整備対象面積487ha、目標普及率35%）の整備完了を目指して事業推進が図られているところである。

公共下水道は、都市機能の保全に必要不可欠な施設として全国的に整備が進められているところであるが、整備事業費、管理費等の財源確保に苦慮している自治体も少なくない状況である。特に管理費の財源不足を補うために一般会計からの繰入金年年々膨張し、その結果自治体の財政を圧迫している事例も全国的な傾向として見受けられる。

当審議会は、供用開始から5年目を迎えた岩出市公共下水道事業の現状を分析し、今後の下水道事業の経営基盤の強化に向けた運営方針を検討するとともに、長期的に安定した事業運営が確保されることを目的として開催したものである。

本報告書は、答申内容を補足し、事業運営方針の提言に至るまでの議論と検討経過を明らかにするものである。

2 公共下水道事業の経営状況について

2.1 普及率及び接続率(水洗化率)の推移

岩出市は、平成 20 年 12 月に下水道を供用開始し、図-1 に示すとおり平成 24 年度末の下水道普及率は 15.2%となっている。

前回開催した審議会(H18~19年度)の財政シミュレーションでは右肩上がりに普及率が上昇し、平成 24 年度末には 30%を超えると想定していたが、実際には想定の 1/2 の普及率となっている。

その原因として考えられる最も大きな要因は、計画していた投資額が確保できず、結果として整備区域の拡大が図れなかったことが挙げられる。

図-2 は平成 13 年度以降の公共下水道の整備事業費を示したグラフであるが、平成 13 年度の事業開始当初から平成 18 年度までは順調に事業量を伸ばしてきたことが分かるが、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間は想定していた事業が実施出来なかった。

平成 19 年度及び平成 20 年度は、供用開始の準備に追われ整備区域の拡大に直結する工事の発注量が減少したことで整備の歩調が鈍くなっている。平成 21 年度から平成 23 年度は政権交代による公共工事の投資額削減が進められたことから岩出市の公共下水道の予算が大幅に減少し、普及率の向上が鈍化する結果となった。

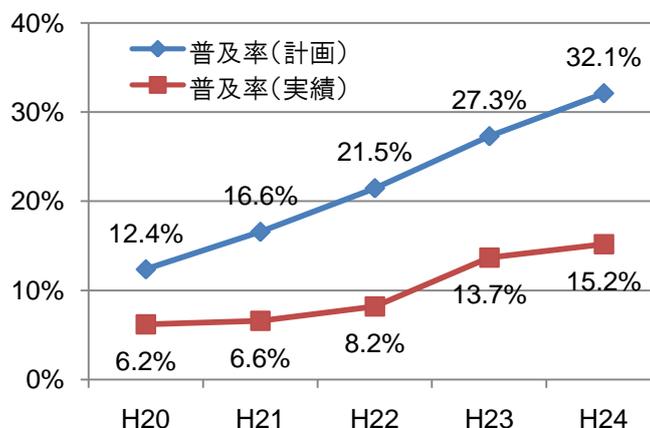


図-1 普及率の推移

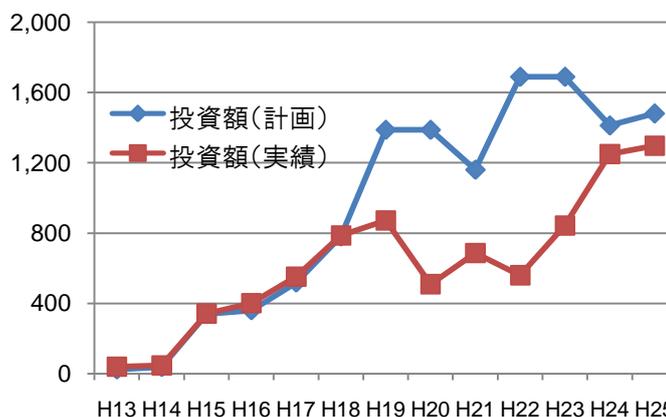


図-2 投資事業費の推移(単位:百万円)

公共下水道事業の整備事業費は、その財源の殆どを国からの交付金及び起債によって手当てしているため、交付金の減少イコール下水道事業の進捗率低下に直結せざるを得ない財源構成となっている。

平成 24 年度及び平成 25 年度は、概ね計画の投資事業費に近いペースに回復しつつあるが、平成 19 年度から平成 23 年度までの投資事業費の減少に伴う事業の遅れを挽回するまでには至っていない。

一方、公共下水道の管渠の整備が完了した区域の下水道への接続率(水洗化率とも言う)は、想定よりも高い実績で推移している。図-3 に示すとおり平成 23 年度には 76.1%まで上昇したが、平成 24 年度は 73.2%に減少している。

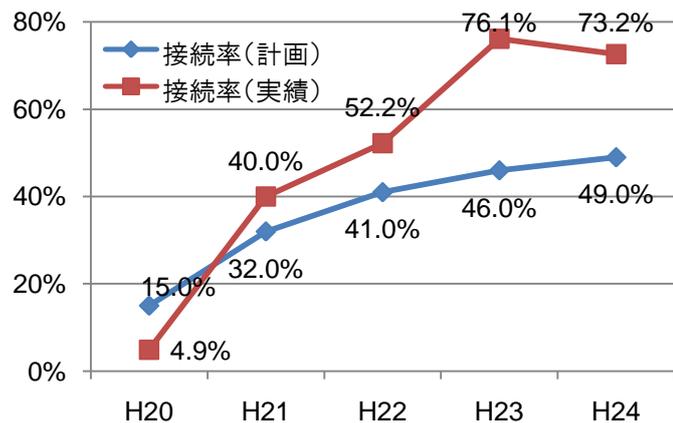


図-3 接続率の推移

予想に反して高い接続率を達成した要因は、全国的に見ても手厚い岩出市の助成制度によるところが大きいと考えられる。助成制度については、各年度でばらつきはあるものの供用開始の初年度である平成 20 年度を除いて毎年度 100 件以上の利用実績があり、これまでの助成金総額は約 6 千万円に達しており、助成件数の 9 割以上にあたる 831 件が整備完了後 1 年以内の接続となっている。これらの助成の実績を見ても、助成制度が整備済区域の住民に一定のインセンティブを与え、接続率の向上に効果を発揮してきたものと考えられる。一方、排水設備工事に係る利子補給金制度については、これまで利用実績がない状況であり、今後、アンケート調査等を実施しながらユーザーの財政支援策について問題点を把握したうえで、新たな制度設計に取り組む必要があると考えられる。

さらに、紀泉台をはじめとした大規模開発団地の集合処理施設(コミュニティプラント)を効率的に下水道に切り替えてきた成果が接続率の高さに繋がったものと考えられるが、今後、1 世帯ごとに下水道の接続が必要な既存市街地の整備をメインに事業を実施していく場合には接続率の大幅な向上が望めないことが想定される。今後も高い接続率を維持していくためには、接続率向上のための新たな対策を検討する必要がある。

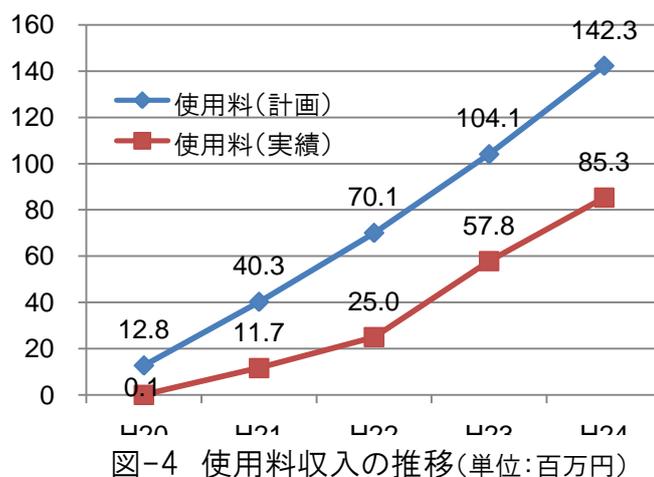
2.2 使用料収入の現状

下水道使用料の全国的な水準としては、1 カ月あたりの平均的な使用量とされる 20m³の使用料金が 2,690 円(岩出市の場合は 2,750 円)となっている。また、使用料の水準については、自治体の規模や整備の着手時期、地形や市街地の分布状況などの要因によっても差が生じてくる。

前回の審議会(H18～H19 年度)では、供用開始当初は普及促進の立場から極力低い使用料水準を推す意見もあったが、岩出市においては上水道料金が長年に亘って改定されておらず、下水道使用料も頻繁に改定するという前提はなじまないとの意見もあり、財政計画の公費負担と市費負担の見通し、合併浄化槽維持管理費などを総合的に勘案した結果、150 円/m³程度の水準を目指すという答申が出されている。(最終的には 137.5 円/m³を採用)

下水道の料金制度は、累進使用料制を採用している自治体が多く、累進使用料制を導入することにより、節水型社会の誘導や水資源問題、環境問題等の解決に寄与するといわれている。また、下水道使用料は水道料金と同時に請求され

ていることが多く、水道料金と下水道使用料の算定が煩雑化することを避けるとともに、水道料金と類似した料金体系を採用することで利用者にも馴染みやすい下水道使用料制度とすることを目的とし



て、下水道使用料においても水道料金と同様の水量区分が設けられている。

岩出市の下水道使用料収入は、図-4 に示すとおり順調に増加はしているものの整備工事の遅れなどが影響し、平成 24 年度の実績では計画目標に対して 6 割程度の収入となっており、十分に使用料収入が確保されているとは言えない状況である。

下水道使用料は、処理費用や建設に要した起債の償還、人件費、管渠の維持管理費などの「管理費」を支える貴重な財源であり、下水道を運営していくための唯一の収入源である。平成 24 年度の下水道管理費の実績値を見てみると、管理

費の総額が 355,856 千円であるのに対して、使用料収入は 85,264 千円となっており、管理費の約 24% を使用料で賄っている計算となる。

本来、公営企業である公共下水道事業は、独立採算による事業運営が実施されるべきであるが、下水道の持つ公共性や公益性などの性格を鑑みて一般会計からの繰入金により財源の不足を補い、事業運営がなされているのが全国的な傾向である。

平成 20 年の供用開始から 5 年目を迎える岩出市は、平成 24 年度末の下水道普及率が 15.2% である現状を踏まえると今後の整備事業の実施に伴う起債償還費の増大が予想されるところであるが、下水道使用料の値上げによる過度の市民負担の増加や普及拡大阻害への影響を考慮すると安易に使用料の値上げをすべきではないと考えられる。

2.3 起債償還残高及び汚水処理原価等の現状

起債の発行額及び償還残高は平成 19 年度から平成 23 年度までの建設投資額の減少により、計画を下回る水準で推移している。

平成 24 年度末現在の起債償還残高は約 62 億円となっているが、今後も下水道の整備に伴う新たな起債により残高は増加していくこととなる。

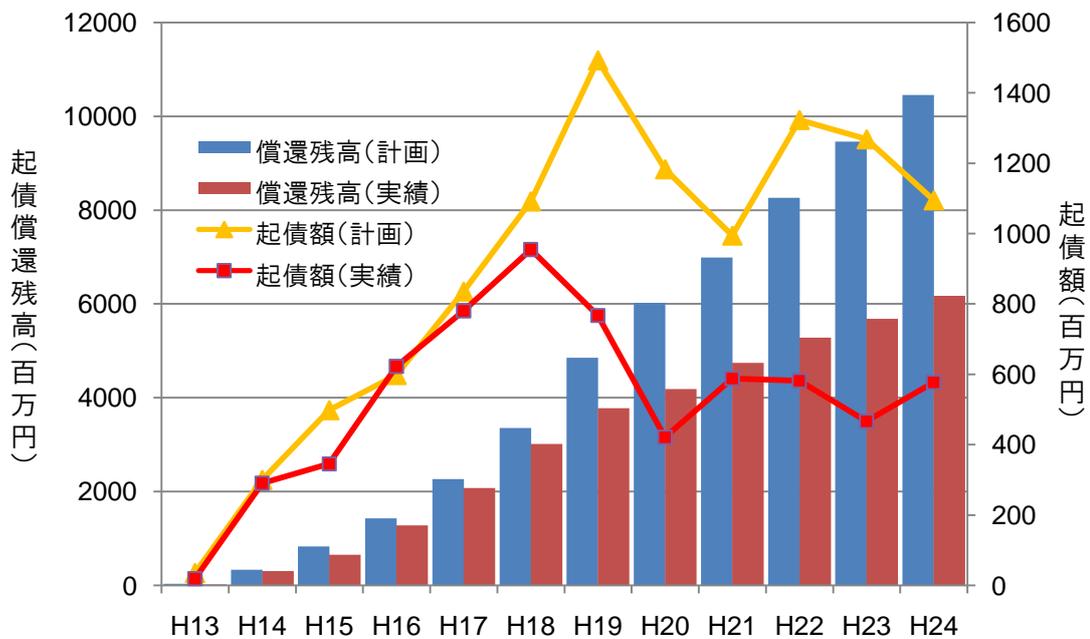


図-5 起債発行額と起債償還残高の推移

図-6 は汚水処理原価と使用料単価について、全国平均と岩出市の実績を比較したものである。汚水処理原価(汚水処理費の有収水量 1m³ 当たりの単価)の全国平均は、概ね 220 円/m³ 程度で推移していたが、近年は低下傾向にあり、平成 22 年度の実績で 177 円/m³ となっている。平成 20 年度に供用開始した岩出市は、供用開始した初年度に 1,000 円/m³ を超えていたが、那賀浄化センターに流入する汚水量の増加に伴い汚水処理原価は低下し、平成 24 年度には 231 円/m³ となっており、全国平均に漸近しつつある。

また、使用料単価(月に 20m³ 使用した場合の使用料金を 1m³ 当たりに割り戻したもの)は、全国平均と比べると岩出市の単価が高くなっているが、全国平均の使用料単価は右肩上がりの傾向にある。岩出市の料金設定は全国的に見ても概ね平均的なものであり、供用開始して以降の料金改定は実施していないが、全国的な傾向としては徐々にではあるが料金値上げが進んでいる。

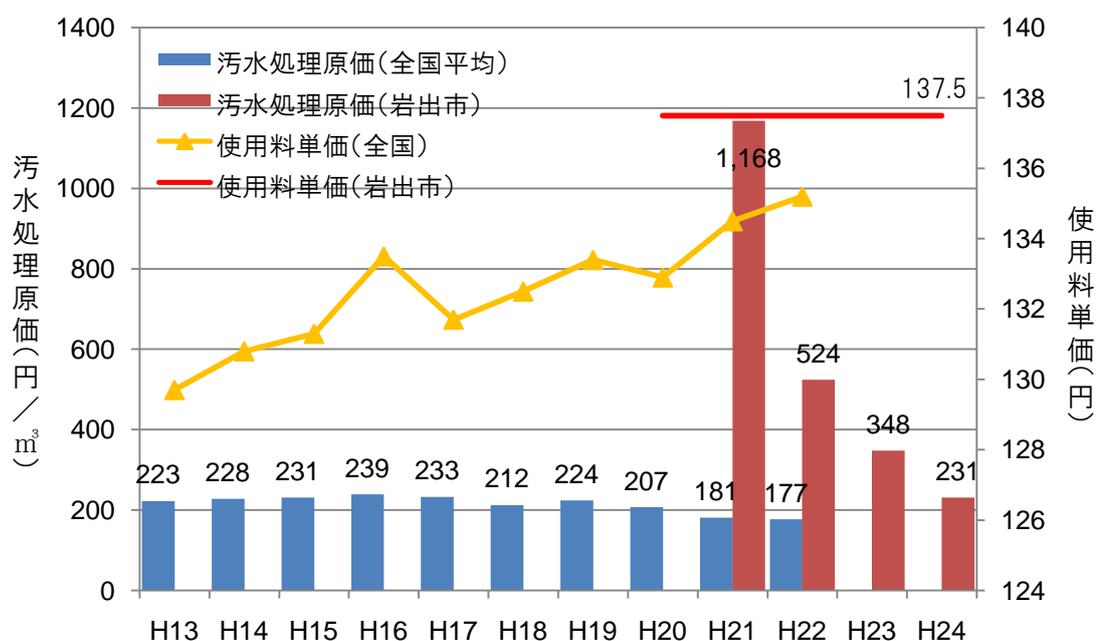


図-6 汚水処理原価と使用料単価

2.4 経営状況に関する総評

前回の審議会(H18~H19年度)で試算した財政計画(使用料収入見込みと一般会計繰入金の見通し)は、表-1のとおりである。供用開始当初は流入水量が少ないことから使用料収入も少ないため、毎年 1.8~4 億円の一般会計繰入金が必要になるという試算結果であった。交付税対象となる基準内繰入金を除いても

毎年1～1.8億円程度の一般市費負担が発生し、5年間の総負担額は7.2億円と予測されていた。

表-1 使用料算定期間中の財政計画(前回審議会での試算結果) (単位:千円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計
下水道管理費	195,417	278,768	347,460	439,838	542,447	1,803,929
下水道使用料 (150円/㎡)	12,800	40,300	70,100	104,100	142,300	369,600
一般会計繰入金 (基準内繰入金)	79,267	108,193	136,554	174,535	215,401	713,951
一般会計繰入金 (基準外繰入)	103,350	130,274	140,806	161,204	184,746	720,379
下水道管理費に 占める使用料の 割合	6.6%	14.5%	20.2%	23.7%	26.2%	20.5%

表-2は平成20年度以降の使用料収入と下水道管理費の実績値を示したものである。下水道管理費の総額は、表-1の計画値と比較すると約4億9千万円少ない13億1千万円となっている。下水道管理費の計画と実績に生じた差額は、流域下水道及び公共下水道の建設投資額の減少、流入水量が少なかったことによる処理費用の減少が主な要因であると考えられる。

表-2 使用料収入と管理費の実績値 (単位:千円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計
下水道管理費	156,417	234,231	240,884	325,989	355,856	1,313,377
下水道使用料 (137.5円/㎡)	125	11,691	25,011	57,848	85,264	179,939
一般会計繰入金 (基準内繰入金)	74,554	85,674	97,816	120,752	131,554	510,350
一般会計繰入金 (基準外繰入)	43,879	58,113	28,757	31,811	7,524	170,084
受益者負担金 消費税還付金 等	37,859	78,753	89,300	115,578	131,514	453,004
下水道管理費に 占める使用料の 割合	0.1%	5.0%	10.4%	17.7%	24.0%	13.7%

平成 25 年度以降の中長期的な予測についても前回の審議会(H18～H19 年度)で試算結果が示されている。管理費の中でも大きな割合を占める下水道整備に伴う資本費(起債償還費)負担は年々増大し、平成 47 年度にピークを迎え、その後徐々に減少に転じ、収入と支出のバランスが均衡して黒字に転換するのは平成 70 年度と試算されている。

今後の社会情勢(長期金利・国の交付金制度)や下水道の普及状況、維持管理状況により試算結果は異なってくるが、下水道事業を実施している多くの自治体がそうであるように、岩出市の公共下水道が使用料収入のみで下水道管理費を賄うには相当の長期間を要すると考えられる。

現在の岩出市の下水道事業は、下水道管理費の 24%を使用料で賄い、残りを一般会計からの繰入に依存せざるを得ない状況であり、経営という視点から楽観視はできないが、下水道の有する公益性や公共性を考えた場合、一定の公費負担は止むを得ないとも考えられる。

下水道管理費に占める下水道使用料と一般会計からの繰入のバランスについては、近隣他市の動向や市民負担の度合い、市の一般会計の状況等を的確に捉えて慎重に見極めていく必要があると考えられる。

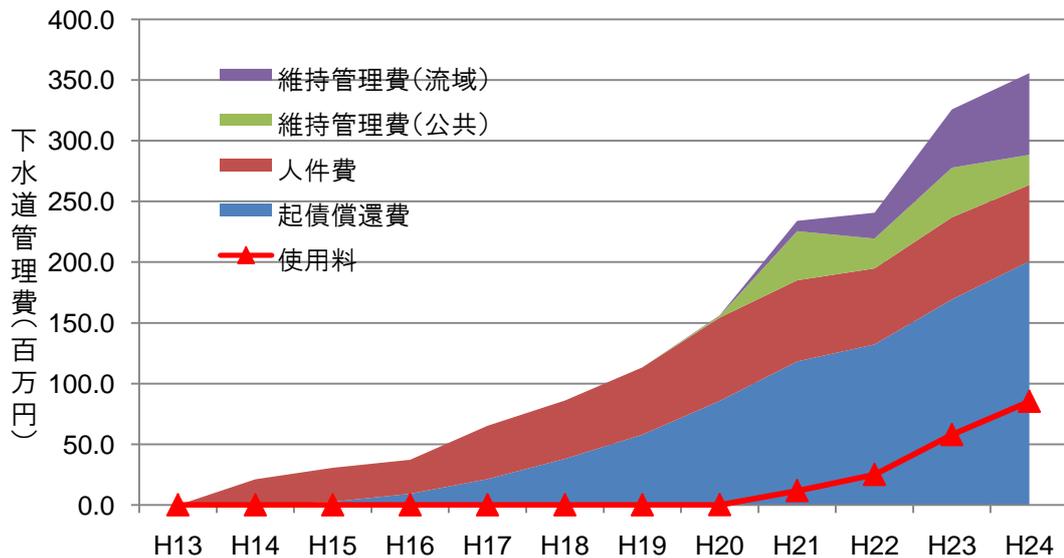


図-7 下水道管理費と使用料収入の推移

3 将来の下水道管理費の見込みについて

3.1 財政シミュレーションによる管理費の将来見込み

平成 13 年度から平成 72 年度の 60 年間の財政シミュレーションによる管理費の試算結果の概要は、表-3 のとおりである。

表-3 下水道管理費の試算結果

	今回の計算結果	前回審議会の計算結果
下水道管理費の総額(百万円) 最大値(百万円/年)	68,665 百万円 2,043 百万円/年	84,296 百万円 2,440 百万円/年
維持管理負担金の総額(百万円) 最大値(百万円/年)	27,868 百万円 722 百万円/年	36,690 百万円 942 百万円/年
交付税措置総額(百万円) 最大値(百万円/年)	17,554 百万円 598 百万円/年	20,256 百万円 691 百万円/年
一般会計の繰入金総額(百万円) 最大値(百万円/年)	21,365 百万円 685 百万円/年	20,013 百万円 681 百万円/年
下水道使用料収入総額(百万円) 最大値(百万円/年)	29,725 百万円 770 百万円/年	44,026 百万円 1,130 百万円/年
建設投資総額(百万円) 最大値(百万円/年)	38,587 百万円 2,116 百万円/年	38,131 百万円 1,639 百万円/年
起債総額(百万円) 起債残高最大値(百万円)	26,525 百万円 19,394 百万円	28,715 百万円 19,368 百万円
起債償還総額(百万円) 最大値(百万円/年)	36,355 百万円 1,250 百万円/年	42,162 百万円 1,447 百万円/年

下水道管理費は、前回審議会(H18～H19 年度)の試算結果と比較して一般会計繰入金を除き、総じて減少している。これは、全体計画の見直しにより処理人口及び計画汚水量が減少したこと、起債の利率が低く(2.5 → 2.0%)なったことが大きく影響していると考えられる。

一方、下水道建設費については、概ね前回の試算結果と同程度の投資額が必要であるものの、起債利率が 0.5%低くなったことで起債償還金の総額が約 58 億円減少している。起債利率が仮に 2.2%(前回の試算条件から▲0.3%)の場合、起債償還額の総計は、37,111.8 百万円となり、前回の試算結果と比較すると約 50 億円の減少となる。

図-8 に管理費および管理費に占める使用料収入割合の将来見込みを示す。一般会計の繰入金は最大で 685 百万円/年(平成 48 年度)、一般会計と地方交付税措置分を合わせた繰入金のピークは 1,279 百万円/年(平成 47 年度)となる。

これは、起債償還費が増加する一方において、平成 47 年度・48 年度における使用料収入の割合が、38%程度にとどまっていることに起因する。平成 24 年度

の繰入金 139 百万円/年と比較すると、ピーク時には平成 24 年度比で約 9 倍の繰入が必要となる。

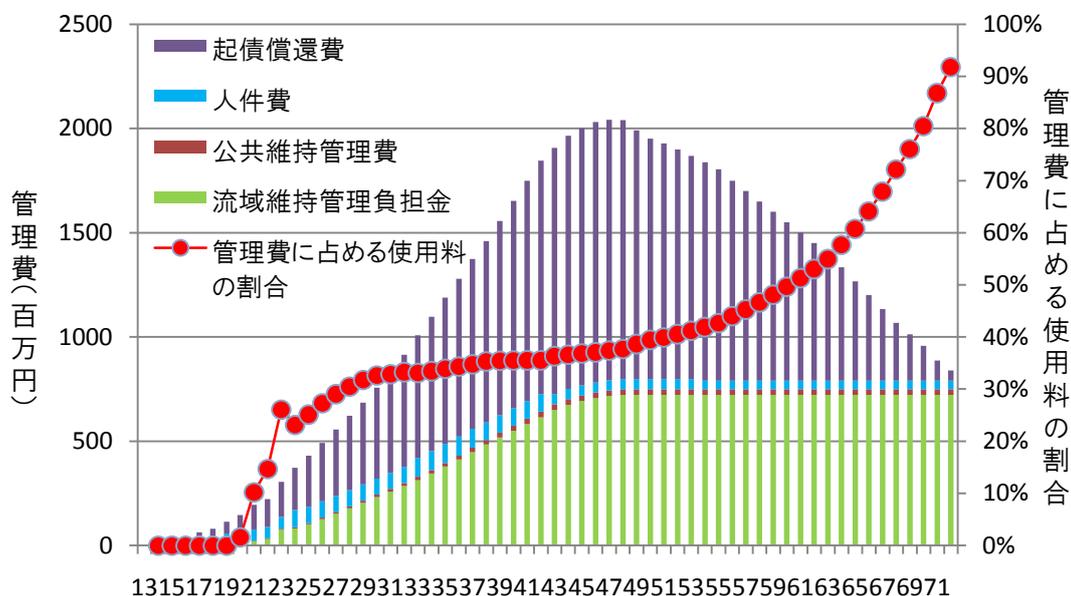


図-8 下水道管理費と使用料収入の見込み

3.2 財政シミュレーションから推定される課題等

流入水量の増加や起債償還費の増大等により下水道管理費が徐々に増加していくことは確実であり、現在の使用料水準では管理費が十分に賄えないことが想定される。一般会計の繰入状況等を見ながらの判断となるが、将来的には料金改定(使用料の値上げ)等について検討を進める必要があると考えられる。

また、交付金制度の見直し、地方交付税制度の見直しなど外的要因による財政悪化についても留意する必要がある。

さらに、経営状況を改善するには維持管理関係の費用にも踏み込み、汚水処理原価の価格を下げる努力も必要である。これには、浄化センターを運営する和歌山県とも協力し、コスト縮減に積極的に取り組んでいく必要がある。

3.3 消費税について

平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正された。消費税率の引き上げについては表-4 のとおりとなっている。

表-4 消費税率の引き上げ(新税率と適用年月日)

	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の 25/100)	1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

消費税率の引上げに伴う公共料金の改定については、「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について(物価担当官会議申合せ)」により、「税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」旨が示されている。

消費税に関する政府方針については、平成 25 年 10 月 1 日の閣議決定により平成 26 年 4 月 1 日より消費税率を 8%にすることが決定されている。岩出市においては、消費税率の引き上げを受けて適切に料金に反映するとともに、今後の政府の決定方針に基づき適切に対応するものとする。

3.4 将来の下水道管理費に関する総評

公共下水道の整備の進捗と相まって起債残高が右肩上がり増加していくことは明らかであり、今後の下水道事業に与える影響が少なくないことは明らかである。試算結果からは、起債利率が 0.2%減少するだけで償還金額が 8 億円減少することとなっているが、こうした金利の動向を的確に評価・把握し、より低利の起債への借り換え、繰り上げ償還等による経営努力により、起債残高の減少に取り組むことが重要であると考えられる。

また、公共下水道の建設費に充当する国の交付金は、旧来の制度と比較すると交付対象範囲が拡大され、自主財源の持ち出しが少なくなっている。未だ整備の途上にある岩出市にとっては整備事業を実施していくのは有利な条件となっており、資本費の総額を引き下げる大きな要因になっている。

下水道管理費を大別すると、国の交付金制度や地方交付税制度、起債利率など、社会経済情勢に左右される経費と、岩出市の経営努力が反映される下水道使用料収入などの2種類に分類される。双方を比較した場合、下水道管理費に与える影響の度合いは前者の社会経済情勢によるものが大きくなっている。

今後、経営基盤の強化に向けた取り組みとして、工事費用のコスト縮減による建設投資額の抑制、整備効果の高い地区を優先的に整備するなど整備効率の向上、投資効果を高めるための接続率の向上、下水道使用料の収納率の向上など、総合的な経営努力を継続的に実施していく必要がある。

4 経営基盤の強化に関する提言

4.1 当面の事業運営方針

これまでの経営状況、中長期的な財政シミュレーション結果から見ると、現在の使用料水準で経営を継続した場合には、単年度の一般会計からの繰入金が将来的に10億円(地方交付税措置分を含む)を超える結果となっている。

その対応策として建設費を抑制して起債を減らす(起債償還額の平準化)、料金値上げをして財源を確保するといったことも考えられるが、平成24年度末の普及率が15.2%であること、供用開始から日が浅い(5年目)ことを考えると、下水道整備のペースダウンや安易な料金値上げは好ましい対策とは言えない。

今後は、当面の下水道整備の目標達成に向けた事業推進を図り、普及率の向上に努めるとともに、下水道接続率の向上を重点事業として取り組みをすすめる、公共下水道の整備に要した投資効果を最大限に発揮することが重要である。岩出市では、接続率向上を目的とした助成制度が創設されており、これまでの助成実績を見ても一定の効果を発揮してきたと考えられる。現行の助成制度については全国的に見ても手厚い制度であり、引き続き現行制度の維持に努めるとともに助成制度の利用促進を図っていく必要がある。

一方、普及促進に係るPR活動については、これまでのPR活動に加えて岩出市の実情を踏まえた効果的な下水道事業のPRを行い、「お客様目線」での事業展開が図れる取り組みを積極的に実施していくことが必要である。

4.2 下水道の普及拡大に関する取り組み

これまでの普及促進に関する取り組みは、下水道に関する一般的な事項や市の助成制度について出来るだけ多くの方々に情報を知って頂くことを目的として実施されてきた。

これまで取り組んできた普及促進策は、接続率や下水道の必要性等に関する理解の向上に一定の効果はあったものの、今後、さらなる普及促進を図るためには今までの取り組みに不足していた部分を補完した新たなPR手法を実施していく必要がある。

これまで取り組んできた普及促進策を踏まえ、今後取り組んでいくべき内容を以下のとおり示す。

①戸別訪問による双方向のPR活動の実施（きめ細かな情報提供）

戸別訪問によるPR活動では、下水道の整備済み区域内で未接続のご家庭を対象に訪問員がお伺いし、接続して頂けない理由の調査を行ったうえで各々の事情に応じた対応策の提案を行うなど、一方通行ではない丁寧なPR活動が実施できる。

具体のメリットとしては、不特定多数の方々へのPRではなく未接続家屋に的を絞って対策を実施することでPRの効率性が向上する、ケースバイケースの「お客様本位」のきめ細かな対応を行うことが可能となるため新たな下水道ユーザーの掘り起こし効果が期待できる。

例えば、未接続の理由が経済的な事情の場合には、助成制度や利子補給制度を丁寧に説明することで経済的なメリットを理解して頂き、下水道への接続を検討して頂くきっかけ作りができる。

さらに、公共下水道を利用することによる効果、生活排水が周辺の水環境に与える影響などを説明し、下水道を利用したいと思って頂ける動機付けについても取り組みを進める必要がある。

なお、戸別訪問員については、下水道部局の職員による直営方式のみではなく、行政OBやシルバー人材センター、自治会（下水道サポーター制度）などの市役所外部の人材活用を検討されたい。

②イベントなどを活用した下水道相談窓口の設置（積極的なPR活動）

日常の下水道に関する問い合わせは、下水道業務課が窓口となって対応しているが、積極的に営業活動が実施できるように「ふれあいまつり」や「市民運動会」、「文化祭」などで臨時ブースを設置し、下水道のPRを実施することで普及促進効果が期待できる。下水道フェアなどを新たに企画立案するには、事務的にも費用的にも負担が大きくなるが、既存のイベントに相乗りすることでコストを抑え、効率的にPRを実施することが可能となる。

また、近年急速に普及しつつあるフェイスブックやツイッターといった情報提供ツールを積極的に活用し、新鮮で魅力ある情報発信にも取り組まれない。

③下水道講座等による下水道のPR（学習機会の確保、意識向上対策）

小学校4年生は、社会学習のカリキュラムで「ゴミ」や「水道」、「下水道」といった分野の学習をする機会がある。小学校や教育委員会と協力し、環境学習の一環として那賀浄化センターの見学会などを積極的に開催し、日頃あまり目

にすることのない下水道を実際に見て体験してもらうことで下水道への理解の向上が期待できる。

また、下水道の整備効果を実感してもらう取り組みとして、市内の水路や河川の水質調査を実施し、自らの生活に密着した環境学習の実施にも努めて頂きたい。こうした環境学習の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会が小学校等の教育関係者を対象に下水道分野の環境教育などの地域活動の取り組みに対して助成制度(循環のみち下水道環境教育助成)を創設しているため、これらの制度を積極的に活用し環境学習の推進に努めて頂きたい。

なお、これらの環境学習の取り組みを「環境都市 岩出」として広くPRすることで自治体イメージのアップにも貢献することができると考えられる。

4.3 接続率向上に向けた取り組み

① アンケート調査の実施

公共下水道の整備が完了しているにもかかわらず、下水道を利用頂けない家庭を対象にアンケート調査を実施し、課題や問題点を把握・整理することで今後の接続率の向上に努める。

アンケートの方式は、ポスティングによるものではなく戸別訪問員による聞き取り方式を採用することで回収率及び回答精度の向上が期待できる。

また、アンケート結果を分析し、市民がどのような理由で下水道を利用していないのかを把握することで接続率の向上に必要な施策の充実や新たなPR方法の展開が可能になると考えられる。

② 下水道未普及地域への「下水道接続準備のススメ」

公共下水道は、公共枵までを市役所が公費で整備を実施し、水洗便所への改造や宅内排水設備工事などは個人負担で実施することとなっている。

これまでは、下水道工事を実施する地域の方に工事説明会を開催して下水道の接続時に必要となる費用などについて、具体的な説明を行ってきた。

下水道への接続費用は、宅内排水設備などの工事費に加えて受益者負担金も必要となり、くみとり式トイレからの改造ともなれば相当の個人負担が必要となってくる。

これらの費用負担が重荷になり、下水道の接続費用を短期間で工面することが困難なため、水洗化が進まないケースも全国的に少なくない。

こうした費用負担に関する情報を工事の実施前から市民の方々に十分に周知し、下水道に接続するための資金を計画的に蓄えて頂くように「下水道接続準備のススメ」として市民の目線に立った情報提供の推進に努めていただきたい。

4.4 下水道使用料の見直しについて

下水道使用料は、「2.2 下水道使用料の現状」でも述べたとおり、現在の経営状況は一般会計に依存した運営となっており、将来的に使用料の水準を上げなければ経営状況がさらに厳しいものになると想定される。

財政シミュレーション上は、起債償還が完了する平成 72 年度には黒字に転換する結果となっているが、施設の老朽化による改築更新費用や災害対策など新たな費用負担が生じてくることも予想されることから、現行の使用料水準で長期的に安定した経営が可能であると楽観視はできない。

むしろ、下水道整備が最盛期から終盤に差し掛かるころには起債償還残高が非常に大きくなることから、必要な財源を下水道使用料に求めざるを得ない状況になりうると想定すべきである。

しかしながら、平成 24 年度末の下水道普及率が 15.2%である現状を踏まえると今後の整備事業の実施に伴う起債償還費の増大が予想されるところであるが、下水道使用料の値上げによる過度の市民負担の増加や普及拡大阻害への影響を考慮すると安易に使用料の値上げをすべきではないと考えられる。

ここでは具体的な料金見直し年度の提案はしないが、概ね 5 年後には経営状況の評価を行い、使用料金の妥当性を確認することをお願いしたい。下水道の公共性、公益性を十分に踏まえ、一般会計からの繰入金を財源の一部としつつ、下水道ユーザーの適切な負担を確保できる料金水準を念頭に置きながら今後の下水道事業の経営にあたられたい。

5 付録(審議会議事概要及び委員名簿)

【第1回審議会】

1. 日 時 平成25年7月4日(木)13:45～16:15
2. 場 所 岩出市役所 特別会議室
3. 出席者 会長他委員9名、事務局7名
4. 議 題 前回の審議会における論点及び答申の骨子 他
5. 会議形式 公開
6. 傍聴者 なし
7. 議事概要

(1) 審議会の諮問について

(2) 前回の審議会における論点及び答申の骨子について

8. 主な質疑応答・意見

(質疑)

整備事業費の5%を受益者負担金の対象としているとありますが、この整備事業費は、平成42年度までの総事業費を指しているのですか。この金額は現在変わっていませんか。

(事務局)

この数値は概算ですので現実的には変わってきますが、目安として概ね変わりません。

(質疑)

普及率や接続率の数字は公共ますの数に対しての数字ですか、それとも人口に対してですか。

(事務局)

普及率、接続率については、いずれも人口に基づいて算出しております。

(質疑)

なぜ面積でなく人口なのか。

(事務局)

受益者負担金は面積から算出しておりますが、排出される汚水量は普及人口に対してどれだけ流入水量があるかという、汚水量の把握をするために人口を基にしております。面積普及率も統計数字上は出すことができますが、全国的にも国土交通省が公表している普及率も人口ベースとなっております。

(質疑)

下水道管理費が計画より9億4千万円減っていますが、なぜですか。

(事務局)

下水道管理費の内訳は維持管理費と起債の償還金、流域下水道の維持管理費の総和となっております。管理費が減っているのは、投資額が減ったことにより、起

債の償還額が少なくなっているのと、流域下水道の維持管理負担金も汚水流入量が伸びていない分少なくなっております。また流域下水道の建設投資額についても当初より少なくなっており、総じて管理費が計画より低くなっているということです。

(質疑)

一般会計の基準外繰入と基準内繰入がありますが、基準内繰入金に対しては交付税措置があるので、基準外繰入を減らすように努めるべきなのでは。その考え方でよろしいですか。

(事務局)

その通りです。

(質疑)

汚水処理原価は年々下がっていますが、汚水処理量が増えればもっと下がると考えていいですか。また最終的にはどの程度になりますか。

(事務局)

普及が進んで水量が増えれば汚水処理原価は下がります。処理方式や、処理場の規模でも変わってきますが、那賀処理場の現在の計画値をみれば概ね全国平均程度になると思います。

(次回提出資料)

- ・ 面積普及率について
- ・ 認可区域別の普及率について
- ・ 普及率が上昇しない要因と接続率が下がった要因の分析について
- ・ 今後の下水道管理費の見込みについて
- ・ 基準内繰入、基準外繰入の資料を作成
- ・ 用語集の作成

【第2回審議会】

1. 日 時 平成25年8月29日(木)13:30～15:50

2. 場 所 岩出中央公民館 第1会議室

3. 出席者 会長他委員9名、事務局7名

4. 議 題 前回審議会における意見の回答 他

5. 会議形式 公開

6. 傍聴者 なし

7. 議事概要

(1) 前回議事概要について

(2) 下水道管理費の見込み及び接続率に関する考察

(3) 他都市における下水道普及促進策事例

8. 主な質疑応答・意見

(下水道管理費の見込み及び接続率に関する考察について)

(質 疑)

管理費計算条件の使用料単価が当初見込みの150円から140円に下がっているのはなぜか？

(事務局)

1世帯当りの使用水量を22m³/月として計算した場合の1m³当りの単価が140円であり使用料を値下げしたということではない。

(質 疑)

職員人件費の700万円は1人当りの平均なのか？

(事務局)

平均ですが、現状の人件費より若干高く見積もっています。

(質 疑)

計画人口について見直しをしていますが、根拠資料はありますか？

(事務局)

国立社会保障人口問題研究所の推計データが根拠です。

(質 疑)

下水道法では供用開始区域においては3年以内に接続しなければならないとあるが、接続しなければどうなるのか？

(事務局)

下水道法上、接続義務はあるが、強制力はありませんので、罰則等の措置を取った自治体はありません。

(質 疑)

浄化槽と公共下水道の違いはどう説明するのか。

(事務局)

下水道はチッソ、リンなどの富栄養化物質を除去するので、地域の水環境が向上します。

(質 疑)

平成 48 年に使用料収入がピークを迎える計算になっていますが、平成 48 年で接続率が 100%になっていると考えていいのか？

(事務局)

そうです。平成 42 年に工事が終了し、その 6 年後に 100%になると試算しています。

(他都市における下水道普及促進策事例について)

(質 疑)

岩出市では個別訪問は実施していないのですか？

(事務局)

接続促進のチラシを個別にポストインは実施していますが、個別訪問はしていません。

(質 疑)

接続工事費用はいくらぐらいなのか。助成金額は今のままでいいのか？

(事務局)

去年度の実績ですが、汲み取りからの改造費で最低 16 万円、最高 68 万円、平均 41 万 7 千円です。単独浄化槽からの改造費で最低 15 万円、最高 52 万 3 千円、平均 23 万 3 千円です。合併浄化槽からの改造費で最低 7 万 2 千円、最高 39 万 6 千円、平均 15 万 3 千円です。

岩出市の助成金制度は全国的にみても手厚い方であると考えております。

(意 見)

工事費を支払えるかどうかは、大きな問題だと考えるが、融資先の斡旋等の方策も考えていいのではないのでしょうか。

(意 見)

滞納者は工事しても助成金がもらえないということですが、つないでもらう、下水道の普及を促進するということから、滞納者にも助成しては？

(意 見)

私は商売をしています。市から補助金等を受ける際には納税証明の添付が必須となっており、滞納がある場合はもちろん 1 円も補助されません。それは当然のことではないのでしょうか。又、促進の為に助成の条件を後から手厚くしてしまえば、不公平となりますので、助成の条件は変えるべきではないと思います。

(会 長)

広報活動として今後、個別訪問などでどういう PR をしていくのか次回に案を出してもらいたい。

(意見)

現状の人員体制では、個別訪問は難しいのではないのか。自治会などの力を借りてはどうか？

下水道の普及が進めば水環境が向上するということですが、実際の事例があれば次回に出してほしい。

(質疑)

下水道管理費の見込みですが、平成 48 年頃に償還のピークを迎え、平成 72 年頃にはほとんど償還がなくなっているようになっているが、負担を減らすために平準化をしてはどうか。

(事務局)

ご覧になって頂いているグラフはあくまで予測になっておりますので、実際はより低利なものへの借り換えや繰り上げ償還などにより起債残高の減少に取り組んでいきます。

(質疑)

国の動向により一時期 22 年、23 年頃、建設投資額が下がったということですが、それによって計画が遅れているということでしょうか。

(事務局)

当初の計画に比べ遅れています。

(意見)

現状、管理費に対して使用料収入の割合が25%程度ということですが、経営の観点からは、使用料の見直しはしなくてよいのか？このことは答申にいれなくてよいのか？また消費税についてはどうするのか？

(会長)

使用料の見直しについては、供用開始から 5 年ほどであり、今後、5 年、10 年様子を見て議論してはどうか。消費税については性質上、値上げではなく変更という形になるのでは。

(意見)

消費税は消費者が支払うものであり転嫁されるべきである。

(事務局)

総務省からの通達では、適正に転嫁するようとなっております。

(意見)

消費税については早急に決めずに、もっと議論しませんか。

(会長)

普及促進については、ソフト事業面の充実を図り市民の方に PR していくことが大事ではないかと思います。次回では、具体的にどのように広報活動をするのか、経済的な負担を増やさないようにどのような活動をすればいいのか、また消費税率の変更についての対応を議論したいと思います。

【第3回審議会】

1. 日 時 平成25年10月23日(水)13:30~16:30

2. 場 所 岩出中央公民館 第1会議室

3. 出席者 会長他委員9名、事務局6名

4. 議 題 下水道普及促進策 他

5. 会議形式 公開

6. 傍聴者 なし

7. 議事概要

(1) 前回議事概要について

(2) 下水道の普及促進に関する広報活動

下水道の整備効果に関する改善事例

消費税率の変更に関する資料

(3) 公共下水道事業運営審議会答申骨子(案)について

8. 主な質疑応答・意見

(前回議事概要の報告)

(会 長)

前回の審議で経済支援については不公平にならないように現行のまま続けて、広報活動の強化について議論をしていくことを確認したので、その旨を議事概要に追加する。

(意 見)

新たな経済的支援などの議論が前回の審議で終わりにするのではなく、もっと議論されるべきであると思う。

(会 長)

議事録を確認しますが、前回審議で「次回は普及促進についてソフト事業をどうするか」ということになっています。ソフト事業を中心にいかに広報活動を強化するか議論をしていくことになっています。

今すぐ経済支援をどうこうするのではなく、いかに広報活動を強化することを中心に考え、新たな経済支援策は必要であれば今後、宿題として検討していくということで終わっていると思います。

(普及促進に関する広報活動(案)、下水道の整備効果に関する改善事例について)

(質 問)

戸別訪問は実際には職員では対応しきれないと思いますが、具体的にはどのように考えているか。

(事務局)

シルバー人材センターや市OB、自治会など外部の力を活用しながら進めていきたい。

(意見)

フェイスブックなどを活用し、本人だけでなく周りから情報を拡げていくというような、もう1つ飛躍したPRも考えてはどうか。訪問員についてはアルバイト代を払ってでも実施してもらいたい。できれば各地区に配置できるぐらいに予算をとっていいのでは。

(会長)

小学校へ出前講座を行い、環境教育を推進する。環境教育に力を入れている岩出市は住みよい街だとPRできる。下水道協会から環境教育について助成金制度もあるので、それらの活用も。

(意見)

国土交通省の河川協会からも無償で水生生物調査に来てもらえます。浄化センターが中島にあるのだから山崎小学校の児童に経年的な変化を調べてもらえるような取り組みを、市が助成してバックアップするような形をとれないか。

(会長)

私たちが知らない助成制度や環境教育に対する国の支援があるかもしれないので、教育委員会と連携して子どもたちに豊かな岩出市を広報して頂きたい。

(意見)

区域によっては、その地域の中で数件だけ接続していないという状況もあるので、戸別訪問については、いきなり訪問しても構えられてしまうと思います。書面で送付してアンケートを取るなどし、接続できていない理由を把握してから対策を立てるのが良いと思います。

(意見)

アンケート調査を実施して接続できない理由、問題など市民の意見を吸い上げることは大事である。

(意見)

団地内の道路が開発会社名義のまま残っている場合の下水道工事を実施してもらう手順を、住民の方にわかりやすくしてもらいたい。

(事務局)

そのような場合は、道路所有者の承諾を得てから、沿線の住民の方に整備後は繋いでもらうという確認をとって工事をしています。

(質問)

供用開始区域では新築家屋の場合、公共下水道を使用するように指導できないのか。身近な川のデータはないのか。

(事務局)

供用開始区域において建築基準法で新築家屋については公共下水道を使用することが定められております。今回の資料は普及によって水質改善された事例ということでしたので、岩出市では該当する事例がなくご紹介できませんでした。

(質問)

愛媛県の事例ではBODの数値がでていますが、岩出市では住吉川、根来川、春日川の3つぐらいになるとと思いますが、調査していますか。

(事務局)

環境基準点であれば県で測っていますが、その川では調査していません。

(意見)

年1回でいいので時期を決めて測定してはどうか。データを取っておけば将来のPRの材料になると考えます。

(会長)

身近な事例があればわかりやすい。国の補助金などを利用して小学校で測ってもらうなど教育に組み込めれば、市として環境が良くなっていくのを実感できる。

(会長)

長野県上田市のリーフレットには合併浄化槽の維持管理費と下水道のランニングコストを比較したものを載せています。戸別訪問の際にこのような資料を訪問員さんに持って行ってもらえれば解りやすいのでは。

(質問)

香川県の多度津町で実施されている下水道貯金とはどういうものなのか。

(事務局)

前回資料3の22ページに記載させて頂いております。多度津町の場合奨励金は3万5千円ですが、岩出市の利子補給制度で上限5万円となっており、手厚くなっております。

(意見)

経済的な支援策をもっと積極的に考えるべきではないのか。経済的な支援は上位にあるべきで促進策として何が重要かを考える必要があるのでは。

(会長)

事務局の説明では、今までの広報活動ではきめ細やかな対応という部分で実施できていなかった点がありますので、まずはしっかりと広報活動を行うということが大前提で、そのうえでどうしても足りなければ経済的な支援という流れではないでしょうか。経済的な支援を第一にしまうと、ソフト事業の欠けている部分を重視して補っていくことができなくなる可能性があります。

(意見)

経済的支援について最初の審議会でも随分議論しました。いろいろな制度の意見が出ましたが、最終的には助成金制度と利子補給制度になりました。この助成金制度は全国的にみてもトップクラスの制度だと思います。まだ供用開始して5年で本当にこのやり方がダメなのかどうなのかわからない現状だと思いますので、アンケートを取って次の審議会ですらに助成が必要なのかどうか考えるのが現実的な手法ではないか。

(会長)

現在の助成制度は市としては手厚い助成制度を設けているということですから、これについて次の審議会ですらに問題を十分に把握したうえで検討するとまた違う助成があるかもしれませんので、次で検討するのはどうでしょうか。

(意見)

下水道接続準備のために未整備地域への広報が必要なのではないか。

(事務局)

市では市政懇談会を実施しておりますので、市民の皆様と直接お話しできる場を活用しまして、情報提供に努めてまいります。

(意見)

戸別訪問について、訪問時期の周知徹底と訪問員の最初の印象が今後の対応に大きく関わってくるので十分気を使っていたきたい。

(消費税率の変更について)

(質問)

国の通達文書では適切な転嫁をして対処するとだけ書いてあり、しなければならないとは書いていない。岩出市の下水道料金において転嫁しなければならない理由がわからない。

(事務局)

市として消費税増税分を転嫁しなければならない理由は、消費税法で定められているからです。転嫁しないとすれば、本体価格の値下げとなります。下水道事業は会社に例えますと赤字経営となっています。一般会計から繰り入れをして経営しておりその状態で使用料を下げるとことは普通の経営ではありえません。我々としては法律に基づいて事務を実施します。

(意見)

市も納税義務者であり消費税が8%になれば8%の消費税を払わなければならない。増税分を転嫁しないとすれば、市の税収での負担ということになりますので、転嫁せざるをえないと思います。適正な転嫁には、行政は適正な説明が求められると考えられますので、わかりやすい説明をお願いします。

(意見)

消費税は預かり金であって、実際には下水道の運営には関係ないと私は考えます。消費税率は国が決めることであって、問題は税率が変わった場合どう対処するのか、また転嫁した場合市民の皆様にとどのように説明するのかを議論する方が重要だと思います。

(意見)

現時点では閣議決定されている8%の話しかできないのではないかと。市として上水道等と相談して適正な転嫁の説明をしていただきたい。

(会長)

上水道などの公共料金と一緒に適正に転嫁されたことがわかるように説明してもらいたい。

(意見)

先の10%については今後の課題ということでどうでしょうか。定率減税という話もありますし、流動的なので次の対応ということで。

(会長)

8%になった場合は適正に転嫁するということによろしいでしょうか。審議会の意見として答申を出さなくてはなりませんので、8%までは適正に転嫁するということによって了解を得たということによろしいでしょうか。

(意見)

私はそれについて納得いかない部分があります。考え方の違いというのがあると思いますが、その部分については皆さんと違うところがあると思います。

(事務局)

消費税については、あくまで国が決定する事項ですので、事務局としましては国の決定事項に基づいて適正に対処するということになります。国が10%にすれば我々が10%にしないということはありえませんが、法律に基づいて適正に対処するというご判断をお願いします。

(会長)

消費税の数字ではなく国の方針が提示された時点で、便乗値上げなどにならないように適正に対処するというので、審議会の答申をまとめたい。

(答申骨子(案)について)

(意見)

次にどこの地域を拓げていくかという方針も入れればどうか。

(事務局)

事業計画については計画区域を定めた場合、図書を設置して縦覧期間を設けています。また整備区域についてはインターネットで公開しており、およそ6～7年内に整備する区域の情報は市民の皆様に公開させて頂いております。

(質問)

最終的な答申を出したあとも審議会は続くのか。

(事務局)

答申を出せば審議会は終了です。本日の骨子案についてご了承いただきましたら、肉付けして文章化したものを事前配布して見て頂きまして、次回の審議会で議論頂きまして、大きく内容が変わらなければ、それを正案として採択頂きます。採択案が出来上がりましたらご確認いただきまして、市長に答申を渡して頂くこととなりますので、あと概ね2回の開催を予定しています。

(質問)

次に第4次認可区域を定める時に、第5次認可区域の見込み区域を出せないか？

(事務局)

法に基づく事業計画は公表させていただいておりますが、さらにその先の計画となりますと、作成できなくはないですが、例えば開発業者がそれを基に土地を買われた場合には責任問題等も出てまいりますので、基本的には法に基づいた計画区域の公表が妥当だと考えています。

(会長)

説明があった項目で答申を作成してください。

岩出市公共下水道事業運営審議会 委員名簿

氏名		備考
澤井 徹	学識経験者(近畿大学生物理工学部教授)	会長
松田 長次郎	学識経験者(元那賀振興局長)	副会長
塩中 光子	学識経験者(商工会女性部長)	委員
玉田 隆紀	市議会議員代表	委員
田中 宏幸	市議会議員代表	委員
増田 浩二	市議会議員代表	委員
藤井 孝章	区長会代表(山崎地区会長)	委員
鍛冶 幸左衛門	区長会代表(岩出地区会長)	委員
松見 隆広	公募による受益者代表	委員
福井 公子	公募による受益者代表	委員